

令和5年度 景観審議会総会 議事要旨

日時：令和5年12月27日（水）13:15～14:45

場所：兵庫県庁2号館2階参与員室

－会議次第－

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長の選出及び部会長等の指名
- 5 報告事項
 - (1) 兵庫県の景観行政について
 - (2) 景観審議会審議実績等
- 6 閉会

－出席者について－

過半数（定数20名中17名）の出席により、総会は成立。傍聴者はなし。

1 議事

(1) 会長の選出及び部会長等の指名

会長は、委員の互選により八木委員を選任。

議事録署名委員について、阿久井委員を指名。

各部会構成委員及び部会長は、資料3のとおり。

2 報告事項（要旨）

(1) 兵庫県の景観行政について

【事務局】 （資料4「兵庫県の景観行政」について説明）

【委員】

景観支障建築物等への対応について、大変ユニークな制度だが、実績はどの程度あるのか。また、景観形成支援事業について、内容の審査はどのように行っているのか。

【事務局】

景観支障建築物等への対応については、平成25年10月の条例改正により制度化されており、これまで7件の指導・助言を行っている。また、景観形成支援事業における助成内容の審査については、（公財）兵庫県まちづくり技術センターが実施している。

【委員】

審査は専門家がアドバイスをしながら調整しているのか。

【事務局】

審査に関しては、センターの職員が助成要件を満たしているか申請内容を確認している。また、センターでは専門家を無料で派遣する事業も行っており、併せて活用いただいている。

(2) 景観審議会審議実績等について**【事務局】** (資料5「景観審議会審議実績等」について説明)**【委員】**

政令市や中核市、景観行政団体には県条例が適用されるのか。

【事務局】

兵庫県では3つの条例に基づき景観行政を行っている。まず、景観条例（景観の形成等に関する条例）に関しては、景観法に基づく景観行政団体であれば基本的には、県の条例は適用されない。ただし、景観法にはない県の独自制度については適用される場合がある。

屋外広告物条例に関しては、屋外広告物法に基づき政令市・中核市は屋外広告物条例を定めることになっているため、県の条例は適用されていない。また、政令市・中核市以外の景観行政団体は、屋外広告物条例を定めることができるようになっており、県内では芦屋市、丹波篠山市、豊岡市の3市が条例を制定し、県の条例は適用されていない。

緑条例（緑豊かな地域環境の形成に関する条例）に関しては、都市計画法に基づく線引き都市計画区域以外の市町の区域を対象に適用されている。

【委員】

緑条例に基づく整備計画について、認定地区の実績が丹波篠山市に偏っているが、どのように考えているのか。

【事務局】

丹波篠山市では、「丹波篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づき、里づくり計画の策定を積極的に進めており、その計画を緑条例に基づく整備計画として認定しているため、認定実績が多くなっている。

県としては、全県的に整備計画の策定を進めたいと考えており、市町向けの研修会等において整備計画の制度説明や丹波篠山市の取組紹介などを行っている。今後も引き続き、制度をPRしたい。